

再検討会議行動計画の中でジュネーブ軍縮会議に言及した3つの特定の勧告を即時に履行するよう促す。

14. 2010年再検討会議の行動計画の行動5に示された通り、核軍縮につながる措置の具体的進捗の加速に向けて核兵器国が以下を誓約したことを想起する。
- (a) 行動計画の行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。
  - (b) 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。
  - (c) あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。
  - (d) 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。
  - (e) 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。
  - (f) 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。
  - (g) 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。
15. 核兵器国が、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる諸措置の具体的な前進を加速させるといふ、2010年再検討会議<sup>\*</sup>における自らの誓約を果たすことの重要性を強調する。この点に関し、核兵器国が2012年6月27日から29日にかけて、ワシントンDCで最新の進捗状況を検討するための会議を開催したことを歓迎する。また、核兵器国に対し、2014年準備委員会に実質的進展を報告するという見地から、自国の誓約の遂行を加速させるために必要なあらゆる措置を講じるよう求める。
16. 加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮に関する誓約を履行するよう、また、報告の促進に向けて、標準化された報告様式について核兵器国が可能な限り早期に合意するよう求める。
17. いくつかの核兵器国が自国の保有核兵器、政策ならびに軍縮努力についての情報提供を行ったことを歓迎するとともに、それを実施していない核兵器国に対し、同様に情報提供を行うことを要請する。
- 18.~19. (略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。  
(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、協力:ピースデポ)  
[www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtml](http://www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtml)より決議番号で検索。

### 資料3-2 第68回国連総会・日本決議

「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(抜粋訳)

2013年12月5日採択、A/RES/68/51

提案国：アフガニスタン、アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ベニン、カナダ、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ハンガリー、日本、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、スペイン、スイス、トルコ、ウクライナ、米国

共同提案国：アンドラ、アンティグアバーブーダ、オーストリア、バングラデシュ、ベリーズ、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ、コートジボワール、キプロス、ジブチ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ガボン、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、イラク、アイルランド、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニヤ、キリバス、キルギスタン、レバノン、レソト、リベリア、マラウイ、マリ、マルタ、ミクロネシア、モロッコ、ニュージールランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、ポルトガル、モルドバ共和国、セントルシア、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南スーダン、スリナム、スウェーデン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界を達成するとの見地に立ち、かつ核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実際的かつ効果的な措置をとることの必要性を想起し、また、これに関した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2012年12月3日の決議67/59を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認するとともに、核戦争を回避するためにあらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結果への理解が十分になされるべきであり、関連してそうした理解を広げるための努力がなされるべきであることに留意し、

(中略)

1995年のNPT再検討・延長会議※における決定及び決議、並びに2000年※と2010年※の再検討会議における最終文書を想起し、

広島、長崎への原爆投下65周年にあたる2010年の5月3日から28日にかけて開催されたNPT再検討会議の成果を歓迎し、同会議において採択された行動計画※の完全履行の必要性を再確認し、

2013年4月22日から5月3日にかけて開催された2015年NPT再検討会議に向けた第2回準備委員会における討議及び成果を歓迎し、

事務総長の招集によって2010年9月24日に開催された、ジュネーブ軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合、ならびに2011年7月27日から29日にかけて開催されたハイレベル会合のフォローアップに関する国連総会本会議に留意し、

また、2013年5月14～24日、6月27日、8月19～30日にジュネーブで開催された「多国間核軍縮交渉を前進させるための」国連公開作業部会、ならびに2013年9月26日に開催され

た核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合に留意し、  
(中略)

さらに、核兵器のない世界の平和と安全の達成という長期目標に関する2013年6月19日のハイレベルの各国演説を歓迎し、世界的な核軍縮・不拡散に向けた気運を増大させるとの新たな決意を表明し、

(中略)

朝鮮民主主義人民共和国が2013年2月12日に実施した核実験を最も強い言葉をもって非難し、2006年10月14日の国連安保理決議1718、2009年6月12日の同決議1874、2013年1月22日の同決議2087、2013年3月7日の同決議2094を認識し、国連憲章第7条の下で採択された決議1817（2006）、1874（2009）、2094（2013）の要求に留意し、すべての核兵器ならびに既存の核計画の放棄とあらゆる関連活動の即時中止が同国に求められていることにとりわけ留意し、この観点から同国におけるウラン濃縮計画ならびに軽水炉建設、2012年4月13日及び12月12日の運転開始、5メガワット黒鉛減速炉及び濃縮関連活動を含む寧辺の核施設の再調整及び再稼働への意向を述べた同国の最近の声明に懸念を表明し、同国がNPTの下での核兵器国の地位を持ち得ず、いかなる状況においても核兵器の保有を認められないことを宣言し、

1. NPTのすべての加盟国が同条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. NPTの普遍化の死活的な重要性を再確認し、同条約に未だ加盟していないすべての国家に対し、速やかかつ無条件に非核兵器国として同条約に加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約のすべての条項を遵守し、同条約を支持するための実際的な措置をとるよう求める。
3. さらに、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
4. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは他国的措置を通して、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減し、究極的に廃棄するためにさらなる努力を払うよう求める。
5. 核軍縮及び不拡散の過程において、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
6. 核軍縮並びに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の増進が重要であることを確認し、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた、核軍縮につながる措置に関する具体的進捗を、国際の安定、平和、そしてすべてにとって強化され、減じない安全を促進する形で加速することを2010年NPT再検討会議において核兵器国が誓約したこと、ならびに2014年に開催される2015年NPT再検討会議に向けた準備委員会においてその実施状況を報告することが核兵器国に求められていることの重要性を強調するとともに、これに関連して、5核兵器国による2010年再検討会議のフォローアップ会議が、5か国間の透明性及び信頼醸成措置として2011年6月30日から7月1日にかけてパリで、2012年6月27日から29日にかけてワシントンDCで、また2013年4月18日から19日にジュネーブのロシア政府代表部で開催されたことを歓迎する。

7. ロシア及び米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の履行に現在取り組んでいることを歓迎し、保有核兵器のさらなる削減を達成するための後継措置に関する議論を継続することを奨励する。
8. 包括的核実験禁止条約※を未だ署名、批准していない全ての加盟国に対して、同条約の早期発効と普遍化の見地から、もっとも早い機会をとらえて同条約を署名、批准するよう求め、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調するとともに、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすとみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。
9. 核兵器あるいは他の爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約に関する交渉の即時開始を繰り返し要求するとともに、そうした交渉が未だ開始されていないことを遺憾に思い、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持するよう求める。
10. 核兵器国のいくつかの国がすでに取っている関連措置を歓迎しつつ、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をさらに低下させるための措置をとるよう核兵器国に対し求める。
11. また、核兵器国に対してあらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減するよう求める。
12. 核不拡散レジームを強化しうる、核兵器国からの明確かつ法的拘束力のある安全の保証に関する非核兵器国の正統な関心を認識する。
13. 各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国に対して、安全の保証に関する現存する誓約を全面的に尊重するよう求める。
14. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針※に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励するとともに、核兵器国が、消極的安全保証を盛り込んだ関連議定書に署名、批准することによって、そのような地帯の地位に関して、また、当該条約の加盟国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識する。
15. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、これ以上のいかなる核実験も行わないよう、また、2005年9月19日の第4回6か国協議で出された共同声明における同国の誓約、ならびに関連する安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守するよう強く求める。
16. すべての加盟国に対し、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止し阻止する努力を倍加するとともに、核兵器を否定すべく約束される諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。
17. ～ 21. (略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。  
(翻訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、協力:ピースデポ)  
[www.un.org/en/ga/68/resolutions.shtml](http://www.un.org/en/ga/68/resolutions.shtml)より決議番号で検索。